

建交労群馬県本部ニュース

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部
 〒371-0023 (略称・建交労群馬県本部)
 群馬県前橋市本町3-11-12 TEL:027-223-0007
 FAX:027-223-9966 e-mail:ctg-g@nifty.com

憲法違反の戦争法案許すな！ 12万人が怒りの国会包囲 国会10万人・全国100万人大行動



「国会10万人・全国100万人大行動が、8月30日(日)におこなわれました。国会正門前は参加者で歩道も車道も完全に埋め尽くされ、国会に向け「戦争法案今すぐ廃案」「安倍政権は退陣せよ」と怒涛のコールが響き渡りました。群馬では29日に高崎市城址公園に2000人が集結。9月3日には前橋市内で昼休みデモを実施しました。

国会包囲行動には群馬からも多数が参加。国会前から日比谷野音、霞が関まで全国からの参加者で埋め尽くされました。国会正門前のメインステージでは、日本共産党はじめ民主党、社民党、生活の等の野党4党首が、そろって戦争法案いまずく廃案を訴えました。また作家の森村誠一さん坂本龍一さんら文化人も次々とスピーチに加わり、集会参加者に連帯のあいさつをおこないました。



8月29日から福島県郡山市で開催された建交労第17回全国大会の会場でも30日、戦争法案反対、9条を守れと参加者全員で連帯アピールをしました。

国会で政府は戦争法案の根幹部分について、整合的な答弁ができなくなっています。国会の会期は残り3週間。まさに闘いは正念場となっています。

建交労全国大会でも連帯アピール

秋の組織拡大月間10月～11月 春闘要求アンケートで対話を



猛暑日が続いた夏も過ぎ去り、いよいよ10月がスタートが始まります。

「秋の組合員拡大月間」各支部は執行委員会・大会で必ず拡大行動を提起し、具体的行動の計画や参加を位置づけましょう。中央本部が作成した秋闘チラシは来週中に届く予定です。積極的に活用しましょう。また春闘要求アンケート(写真)はすでに県本部に到着しています。各職場・地域で、組合未加入者との

全国建設現場部会が定期総会 公契約条例制定の推進など決定

対話活動をすすめてみましょう。

群馬県本部の金子副委員長が部会長を務める全国建設現場部会総会が、建交労全国大会終了後、同じく福島県郡山市で開催されました。(会場は別) 討論では、北海道から「旭川や函館、釧路、十勝で現場に入り実態調査を行った。釧路では調査結果をマスコミが大きく取り上げたことで市に一定の影響を与えた。こつした活動を、群馬でも展開する必要性を感じて帰ってきました。」

群馬県本部の金子副委員長が部会長を務める全国建設現場部会総会が、建交労全国大会終了後、同じく福島県郡山市で開催されました。(会場は別) 討論では、北海道から「旭川や函館、釧路、十勝で現場に入り実態調査を行った。釧路では調査結果をマスコミが大きく取り上げたことで市に一定の影響を与えた。」



群馬県労働組合会議 第27回定期大会

9月6日(日)開催
 県本部から10名参加

建交労をはじめ県内の労働組合が加盟する群馬県労働組合会議の第27回定期大会が、9月6日(日)に前橋市内の群馬県勤労福祉会館で午前9時30分から午後4時まで行われました。県本部からトラック、測量学童保育支部から代議員・役員10名が参加し、藤嶋委員長が議事運営委員を久保執行委員が投票管理委員の任務に就きました。

主催者代表であいさつに立った真砂議長は「国民の声を無視



して憲法違反の戦争法案を推し進めている」と安部自公政権を厳しく批判しました。安藤事務局長は「戦争法案を廃案に追い込む、公契約条例制定や最低賃金引き上げ、組織の拡大強化」などの運動方針を提案しました。

討論では、戦争法案や県知事選挙、賃金引き上げ、組織拡大の取り組みなどが20名から発言がありました。そんななかで「若者や女性の拡大を目的に、パワースポットめぐりなど様々なレクリエーションを企画して、少しずつだが成果を上げている」との高教組代議員の組織拡大の発言が印象に残りました。

新年度役員選挙では、幹事に県本部桜井副委員長と同横坂書記長が信任されました。また、これまで長く役員として奮闘してきた藤嶋委員長は、今期で副議長を退任しました。

平成22年 3月19日

群馬県知事 大澤 正 明



一般建設業の許可について（通知）

平成22年 2月19日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号 群馬県知事 許可（般-21）第 号
 許可の有効期間 平成22年 3月19日から平成27年 3月18日まで
 建設業の種類 塗装工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：平成27年 2月16日
 （この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日）

建設業許可の更新 忘れてませんか？

許可の有効期限は5年間。 許可期限の30日前まで に更新手続きが必要！

許可有効期間は、許可を受けた日から5年間です。許可年月日から5年後の応当日の前日に満了となります。（満了日が休日であっても、その日をもって満了となることに注意）

許可を継続して受けるには、許可の切れる日の3か月前から30日前までに、更新申請の手続きが必要です。

【知事許可の県手数料】

	金額
新規	9万円
更新	5万円

★紹介者にQUOカード進呈★

FAX番号 027-223-9966

組合員拡大対象者紹介カード

拡大対象者氏名	
住所	
携帯電話	
固定電話	
FAX	
業種	建設（ 工事） ダンプ 測量 学童保育 運送 その他（ ）
摘要	
紹介者氏名	